

(仮称) 自治体DX推進手順書の 構成 (案) について



総務省

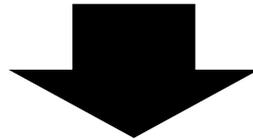
令和3年4月27日
地域情報化企画室

(仮称) 自治体DX推進手順書のコンセプト (案)

自治体によって、デジタル化の進捗が大きく異なることを前提として、

- ・ 情報主管課職員数が少ないなどデジタル化推進体制が十分ではない市町村においても、一定水準のデジタル化が実現できる
- ・ AI・RPA等の最新技術を活用するなどにより、一層のデジタル化を進めようとする自治体が参考にできる

⇒ 各自治体の目指すデジタル化の水準に応じて活用できる幅を持たせた手順書



- DXの認識共有・機運醸成、方針の決定、組織体制の整備（人材確保・育成を含む）のあり方を示す。
- 自治体が「決定すべき事項」と「決定に当たっての考え方・留意事項」（判断材料）を分かりやすく示す。
- 判断に資するよう幅広く事例を収集し紹介する。

※ 「(仮称) Gov-Cloud」など国として決定されていない事項もあり、かつ、新たな技術の出現も予想されるため、手順書は、随時見直すものとする。

(仮称) 自治体DX推進手順書の構成 (案)

○ 手順書のコンセプト (案) を踏まえた構成 (案) は次のとおり。

(仮称) 自治体DX推進 手順書の構成 (案)

1. 手順書の趣旨

- ・ 手順書の目的や構成

2. 全体手順書

- ・ DXの認識共有
- ・ 全体方針の決定
- ・ 推進体制の整備 (組織体制・人材確保
・人材育成)
- ・ DXの取組みの実行

3. 個別プロジェクト推進手順書※

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・ 行政手続のオンライン化
- ※ マイナンバーカードの普及促進、AI・RPA導入、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底に関することは、別途のガイドラインや計画等に基づき推進。

【別冊】参考事例集

- ・ 事例調査を実施の上、作成
- ・ 共創PF等を通じて随時更新

【参考】

自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

(令和2年12月25日総務省) 抄

2. 自治体におけるDXの推進体制の構築

(3) 計画的な取組み

【国の主な支援策等】

2021年夏を目途に、本計画を踏まえ、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、行政手続のオンライン化に取り組むための標準的な手順を提示する。【総務省】

<手順を提示する予定の内容>

1. DXを推進するための組織体制の在り方
2. 外部人材登用に当たっての検討事項・手法
3. 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う検討事項整理・実施手順
4. 行政手続のオンライン化に伴う検討事項整理・実施手順
5. AI・RPA導入に伴う検討事項整理・実施手順
6. テレワーク導入に伴う検討事項整理・実施手順
7. 国による支援策

全体手順書において示す主な手順（案）

自治体の手順

自治体を実施すること

STEP 0

DXの認識共有・機運醸成

- ・ 首長、CIO、情報担当部局等は、業務担当部門職員や若手職員等との意見交換などを通じ、現場の課題を把握するとともに、DXの認識共有・取組の機運醸成を図る。

STEP 1

全体方針を決定する

- ① DX推進の意義を整理
 - ② 当面の取組みの全体フレームを決定する
- ※ 決定した方針を「基本方針」や「計画」といった形でとりまとめることが考えられる。

見直し

STEP 2

推進体制を整備する

- ① 全体方針を踏まえて、必要な体制を決定する
- ② 内部人材が不足する場合には、外部人材を確保する
- ③ 短期・中長期の両面から、内部人材の育成方針を決定する

見直し

STEP 3

DXの取組みの実行

- ・ 個別プロジェクト手順書等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行する。

見直し

※ 各団体は、体制・進捗に応じて、必要なSTEPから実行することや、各STEPを見直すことも考えられる。

※ 自治体において、各STEPで決定された事項は、国の取組状況や技術の進展等に応じて、ステップを通して、またステップ内で適時の柔軟な見直しが必要。

STEP 0

DXの認識共有・機運醸成

考 え 方

- ・ DX推進に当たっては、首長、CIO、情報担当部局等が、業務担当部門職員や若手職員等との対話を通じて、同じ目線で共通理解を形成し、協働して変革に向けたコンセプトを描いていく必要。

STEP 1

全体方針を決定する

決定すべき 事項

①DX推進の意義

考え方・留意事項

- ・ DXは、単にデジタル技術を活用することを目的とするものではない。
- ・ 「自治体DX推進計画」も踏まえつつ、当該自治体におけるDX推進の意義を決定すること。

【参考】自治体DX推進計画の概要

<自治体におけるDX推進の意義>

- 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「**デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～**」が示された。
このビジョンの実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要**である。
- **自治体においては、まずは、**
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させる** とともに、
 - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。

STEP 1

全体方針を決定する

決定すべき 事項

②当面の取組みの全体フレーム

<ポイント>

- 人員体制や予算等の制約条件などを踏まえ、また、目標時期等が設定されている取組みがあることに留意して、取り組むプロジェクト、プロジェクトごとに実施すべき大まかな取組内容を工程表として明確化する。

考え方・留意事項

- ・ 自治体DX推進計画に基づく取組みには、目標時期等が設定されている取組みと、その他の取組みがある。
- ・ また、自治体・地域の実情に応じて、必要となるDXの取組みは異なることが想定される。
- ・ 複数の取組みを同時並行的に行うことから、当面の取組みの全体フレームとして、取り組むプロジェクト、プロジェクトごとに実施すべき大まかな取組内容を工程表（次頁参照）として作成し、関係者間での認識共有を図ることが必要。
- ・ 各取組を実施するに当たっては、デジタル化の効果を最大限に発揮するためにも、デジタル化の目的である「住民の利便性の向上」や「業務効率化」に立ち返った業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）を推進することが重要。

【目標時期等が設定されている取組み】

目標時期等	取組み
2025年度末	自治体の情報システムの標準化・共通化
2022年度末	マイナンバーカードの普及促進
2022年度末	自治体の行政手続のオンライン化（一部）
2022年度末	次期セキュリティクラウドへの移行

【その他の取組み】

- ・ 自治体のAI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ 地域社会のデジタル化
- ・ デジタルディバイド対策 等

【参考】当面の取組の全体フレーム（工程表）

取組事項		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	【参考】 目標時期
業務改革の推進		大まかな取組内容					
目標時期等が設定されている取組み	自治体の情報システムの標準化・共通化	大まかな取組内容					
		【参考】ガバメント・クラウド					2025年度末 (令和7年度末)
		【参考】標準化					
	マイナンバーカードの普及促進	大まかな取組内容					
	自治体の行政手続のオンライン化	大まかな取組内容					2022年度末*1 (令和4年度末)
		【参考】標準仕様					
セキュリティ対策の徹底		大まかな取組内容					2022年度末*2 (令和4年度末)
その他の取組み	自治体のAI・RPAの利用推進	大まかな取組内容					-
	テレワークの推進						-
	地域社会のデジタル化						-
	...						-

※1 2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

※2 自治体情報セキュリティクラウドについて、2022年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。

STEP 2

推進体制（組織体制・人材確保・人材育成）を決定する

決定すべき事項 ①

① 全体方針を踏まえて、必要な組織体制を決定する

<ポイント>

- 全庁的・横断的な体制
- 各取組を横断して進捗管理等を実施する部門・機能（PMO※1）の導入
- 各取組（プロジェクト）ごとの責任者（PM※2）の配置

※1 PMO（Project Management Office）：組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や仕組み。

※2 PM（Project Manager）：個々のプロジェクトのマネジメントを行う者

留意事項等 で示す事項

- PMO・PMの必要性
- PMOに求められる役割・機能
- 自治体規模別のPMOの導入に当たっての考え方

決定すべき事項 ②

② 内部人材が不足する場合には、外部人材を活用する

<ポイント>

- 外部人材が担う役割・業務・求めるスキルの明確化
- 外部人材の確保手法（任用、業務委託、市町村間の広域連携、都道府県による支援）

留意事項等 で示す事項

- 外部人材が担う役割・業務に応じたスキル類型
- 外部人材の確保手法に係る留意事項

決定すべき事項 ③

③ 短期・中長期の両面から、内部人材の育成方針を決定する

<ポイント>

- デジタル化に対応する職員育成方針

留意事項等 で示す事項

- デジタル化に対応する職員育成の考え方
 - ・ 専門人材の育成だけでなく、広く一般職員のITリテラシーの向上が必要（ポストごとに求められる役割とスキルを明確化することが必要）
 - ・ 内部、外部研修による能力開発
 - ・ 人事運用・人材交流（民間企業やデジタル庁など他の機関への派遣研修）の考え方

考 え 方

- ・ 個別プロジェクト手順書等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行する。

<重点取組事項>

取組み	参考とするもの
自治体の情報システムの標準化・共通化	・ 個別プロジェクト手順書（仮称）
マイナンバーカードの普及促進	・ マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について（令和2年10月27日付け通知） ・ マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について（令和元年9月11日付け通知）
自治体の行政手続のオンライン化（一部）	・ 個別プロジェクト手順書（仮称）
自治体のAI・RPAの利用推進	・ 自治体におけるRPA導入ガイドブック（令和3年2月総務省） ・ 自治体におけるAI導入ガイドブック（仮称）（作成中）
テレワークの推進	・ 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（令和3年4月総務省）
セキュリティ対策の徹底	・ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版総務省） ・ 次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について（令和2年8月18日付け総務省自治行政局地域情報政策室長通知）

<その他>

取組み	参考とするもの
BPRの取組みの徹底	<書面・押印・対面の見直し関係> ・ 地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）
オープンデータの推進	・ 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（令和元年11月22日改定内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）
官民データ活用推進計画策定の推進	・ 都道府県官民データ活用推進計画策定の手引き、市町村官民データ活用推進計画策定の手引き（令和元年10月官民データ活用推進基本計画実行委員会 地方の官民データ活用推進計画に関する委員会）

- ・ 個別のDXの取組みの実行に当たって、各自治体において、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことが望ましい。